

第 1 回検討会での主な指摘事項

議題 1 検討会の趣旨説明及びスケジュール

- (特になし)

議題 2 沖合域における海洋保護区の設定のあり方

「1. 沖合域の生物多様性保全のための前提と進め方」について

- 我が国の EEZ 面積が世界 6 位という記述があるが、これはイギリスなどの海外領土を含めない場合の順位であろう。確認して記述した方がよい。(福島委員)
- 各国の海洋保護区と国際海底機構の APEI とがまとめて記述されている。これらは異なる視点でつくられているので、整理して書いた方がよい。(福島委員)
- 海外では大規模な海洋保護区が主流のようだが、我が国でも区域設定やゾーニングのあり方を具体的に詰めていく必要がある。(岩崎委員)

「2. 沖合域における海洋保護区の理念」について

- エコシステムアプローチにおける社会的選択は、単に「資源管理」ではなく、その「目標設定」に関して重要とされており、そのように記述した方がよい。(牧野委員)
- 「他国の海洋保護区と連携・協力」については、より強い表現がよい。(牧野委員)
- 「資源利用等による公益と海洋保護区による公益の比較」は重要だが、同じ公益でも前者は短期的、後者は長期的な問題であり比較は容易でない。海外事例を参考にするなどして検討した方がよい。(大塚委員)

「3. 沖合域における海洋保護区の指定方針」について

- 「特に、重要海域の中の海山、熱水噴出域、湧水域、海溝、深海平原を対象」と記述されている。全ての種類の特徴的な環境や生態系を守るという考え方には賛成だが、「特に」という表現ぶりで例示されると理由が気になってしまう。大陸斜面もここに入れた方がよいのではないか。(福島委員)
- 石油・天然ガスの探鉱・開発は鉱山保安法に基づき環境に配慮して行われており、著しい環境負荷があるとは考えていない。今後事業化されるメタンハイドレートについては、環境に配慮した採掘技術を研究中である。(齋藤委員)
- 石油鉱業連盟としては、大陸斜面と湧水域への海洋保護区の設定により石油・天然ガスの探査や採掘が制約されると懸念している。少なくとも国による探査が実施済みまたは予定のある海域は、海洋保護区から除外していただきたい。(齋藤委員)

- 物理探査は海底等への影響が小さいが、これに対する規制について明確にしてほしい。影響についてはJOGMECの調査を参照している。(齋藤委員)
- 物理探査の影響は大きいと言われている。エアガンによるプランクトンへの影響が大きいとする研究がある。(藤倉委員)
- 鉱物資源開発がある海域を普通地区にして届出制にするのか、自然環境保全地域の区域から外すのかなどを考える必要がある。(大塚委員)
- 今回の海洋保護区の検討においては、必要であれば見直しできるということが重要である。海底鉱物資源の賦存状況はまだ調査が済んでいないが、調査が全て終わるまでは海洋保護区を設定できないとするのは時間的に難しい。(河野委員)
- そもそも、海洋保護区の中で資源利用を前提とする探査を行ってよいかも問題である。問題を整理して、ゾーニングの活用を検討するのがよい。(岩崎委員)

「4. 沖合域における海洋保護区の管理方針」について

- (特になし)

議題3 自然環境保全法の適用に向けた課題（法改正の方向性等）

「1 自然環境保全地域の規制内容に関する課題」について

- 規制する行為は「鉱物の掘採」や「土石の採取」でよいが、海中では排出された物質が拡散しやすく、また原状回復も容易でないので、陸上とは異なる観点で許可の基準などを検討する必要がある(大塚委員)
- 漁業に関する行為が適用除外になるなら、なぜ海底鉱物資源の開発は除外されないのかと思う。(福島委員)
- 自然環境保全地域が指定されると鉱物の開発ができなくなるが、一方で開発に向けた活動も行われており、その調整をいかに図るかが問題である。自然と経済の両方の重要性を考える必要がある。(福島委員)
- 現行法では漁業が適用除外となっているが、トロール漁業が冷水性サンゴやカイメンなど海底の生物多様性に与える影響はかなり大きい。(岩崎委員)
- 海底の映像を見ることが多いが、海底の改変などトロール漁業の生態系への影響は相当ある。日本の漁業は管理されているが外国漁船への適用が必要。(藤倉委員)
- トロール漁業への対応は必要だと思うが、現行法の「海底の形質の変更」にあたるか若干の疑問がある。そうであれば新しい考え方が必要である。(大塚委員)
- ここまでの議論からすると、漁業者との調整は必要だとしても、少なくとも海域特別地区ではトロール漁業を規制した方がよいのではないか。(大塚委員)
- 漁業は別枠の規制があるので対象外というのは理解できるが、生態系の保全を考えると、全く規制の対象外としたままで保護区の設定に意味があるのか。(河野委員)

- 漁業によるものを含めて、自然環境保全地域に指定されたにもかかわらず貴重な生態系が壊されたという実例があるなら知りたい。(牧野委員)

「2 自然環境保全地域の指定要件・ゾーニングに関する課題」について

- 指定要件に関わるが、自然環境保全地域の見直しだけでなく指定にあたっては、他の公益とのバランスを考慮すると理解してよいか。(大塚委員・河野委員)
- 国際海底機構で海山等の環境管理のワークショップが開催され、管理の適切な面積やまとまりを議論してきた。配付資料はよくまとめられているが、国際的な議論も参照するとよい。国際的にも容易に結論が得られない問題である。(福島委員)
- 合理的な理由があれば、国際的な議論を後追いするだけでなく、リードしてもよいかもしれない。(白山委員)

「3 国連海洋法条約等の関連条約との整合性の確保に関する課題」について

- 国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) に関して海洋保護区の議論が行われる予定だが、本件は EEZ の中の話であるから、むしろ生物多様性条約の枠組みとの整合をとることが重要であろう。(白山委員)

「4 その他の課題」について

- 先般の外国船のアカサング採取のような事案に対応しようとする、船舶への立入検査の規定は重要である。罰則については、条約との関係で刑罰が罰金に限定され、その金額も現行法の水準にとどまるなら効果は限られてしまう。(大塚委員)
- 外国船のアカサング採取があった場所では日本のサング漁業も操業しているが、一概に規制に含めてよいか。(岩崎委員)
- 生態系に影響のない採り方をしていれば、外国の漁業でも日本の漁業でも問題ない。外国人だけに規制を及ぼす話ではない。(大塚委員)
- 漁業や鉱物資源との関係を含めて、海洋基本法や海洋基本計画がオーバーアーチングしているので、法改正にあたって留意するとよい。(牧野委員)
- 関係省庁には本日の議論を持ち帰って検討していただき、その結果を我々委員にも見せていただきたい。(牧野委員)
- 重要海域の中から海洋保護区を設定するのだと思うが、全ての重要海域が海洋保護区になれば愛知目標は達成できる。(藤倉委員)
- 重要海域をそのまま海洋保護区にするのではなく、その中から海洋保護区を選ぶ。この検討会は枠組みを決めるだけで、どこを選ぶかの役割はない。(白山委員)